

# 監督及び検査における 施工体制・一括下請負 点検マニュアル

宮古市総務企画部財政課

平成14年9月

# 一括下請負は何故いけないのか？

# 一括下請負って何？

## 一括下請負の禁止について

(平成4年12月17日建設省経建発第379号/最終改正:平成13年3月30日国総建第82号)  
建設省建設経済局長から建設業者団体の長あて より抜粋

### 1 一括下請負の禁止

- (1) 建設工事の発注者が受注者となる建設業者を選定するに当たっては、過去の施工実績、施工能力、経営管理能力、資力、社会的信用等様々な角度から当該建設業者の評価をするのであり、受注した工事を一括して他人に請負わせることは、発注者が建設工事の請負契約を締結するに際して当該建設業者に寄せた信頼を裏切ることになります。
- (2) また、一括下請負を容認すると、中間搾取、工事の質の低下、労働条件の悪化、実際の工事施工の責任の不明確化等が発生するとともに、施工能力のない商業ブローカー的不良建設業者の輩出を招くことにもなりかねず、建設業の健全な発達を阻害するおそれがあります。

### 2 一括下請負とは

- (1) 建設業者は、その請負った建設工事の完成について誠実に履行することが必要です。したがって、次のような場合は、元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与していると認められるときを除き、一括下請負に該当します。
  - 請負った建設工事の全部又はその主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合
  - 請負った建設工事の一部であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他の業者に請負わせる場合
- (2) 「実質的に関与」とは、元請負人が自ら総合的に企画、調整及び指導（施工計画の総合的な企画、工事全体の的確な施工を確保するための工程管理及び安全管理、工事目的物、工事仮設物、工사용資材等の品質管理、下請負人間の施工調整、下請負人に対する技術指導、監督等）を行うことをいいます。単に現場に技術者を置いているだけではこれに該当せず、また、現場に元請負人との間に直接的かつ恒常的な雇用関係を有する適格な技術者が置かれない場合には、「実質的に関与」しているとはいえないこととなりますので注意してください。

# 目 次

1	監督及び検査における 施工体制・一括下請負点検マニュアル	1
2	点検フロー	4
3	成績評定における施工体制のチェック項目（参考掲載）	5
4	施工体制の点検 チェックリストA [施工プロセス追加項目]	6
5	文書による改善の指示	7
6	一括下請の点検 チェックリストB [要注意工事の抽出]	8
7	一括下請の点検 チェックリストC [実質関与の点検]	9
8	様式集	10
	（1）改善指示書（様式-1）	11
	（2）改善措置回答書(様式-2)	12
	（3）点検結果報告書(様式-3)	13
9	参考資料	14
	（1）技術者の設置事例(主任技術者・監理技術者)	15
	（2）監理技術者資格者証	16
	（3）建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識シール	17
	（4）関係法令一覧表	18
	（5）用語解説	20
	（6）一括下請負に関するQ&A	22

# 監督及び検査における 施工体制・一括下請負 点検マニュアル

## 1 目的

平成13年4月「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が本格施行され、公共工事においては、一括下請負が全面的に禁止となった。

また、公共工事の発注者は、工事現場の施工体制を適正なものとするため、点検その他の必要な措置を講じるよう義務付けられた。（第14条）

これを受け、監督及び検査における施工体制・一括下請負の点検を統一的行うため、本マニュアルを作成するものである。

## 2 点検内容

「施工体制」及び「一括下請負」の点検を行う。

## 3 施工体制の点検

施工体制の点検については、市営建設工事成績評定（以下「成績評定」という。）の考査項目となっており、監督員が「施工プロセスのチェックリスト」等により点検することとなっている。（別紙参照）

よって、重複を避けるため、施工体制の点検は、成績評定業務の一環として行うものとする。

さらに、「施工プロセスのチェックリスト」等に無い点検項目を、「チェックリストA」として策定した。

施工体制の点検は、「施工プロセスのチェックリスト」と「チェックリストA」の両方により行なうものとする。

### (1) 点検対象工事

成績評定対象工事と同様、請負金額が130万円を超えるものとする。

### (2) 点検者

「施工プロセスのチェックリスト」の確認を行う監督員とする。これにより難しい場合は、別途、工事主管課の課長等（以下「主管課長」という。）が指名した職員とする。

### (3) 点検方法

「施工プロセスのチェックリスト」及び「チェックリストA」による。

## 4 一括下請負の点検

### (1) 点検対象工事

「施工体制の点検」と同様、請負金額が、130万円を超える工事とする。

### (2) 点検者

成績評定を行う係長等とする。

これにより難しい場合は、別途、主管課長が指名した者とする。

### (3) 点検方法

「**要注意工事**」の抽出

チェックリストBにより、要注意工事を抽出する。

「**元請負の実質関与**」の点検

要注意工事について、チェックリストCにより、元請負の実質関与の点検を行う。

## 5 工事主管課の対応

### (1) 改善の指示

市長は、点検結果において、「施工体制」に不備があった場合及び「一括下請負」の疑いがある場合は、速やかに元請負会社に対し、文書（様式 - 1）で改善を指示する。

それに対する改善措置の回答を、通知日から1週間以内に文書（様式 - 2）で提出させる。

また、係長等は、回答書を受理後、速やかに内容の履行について確認する。

### (2) 建設業担当部局（岩手県県土整備部建設技術振興課）への報告

市長は、改善の指示に対し期限までに回答が無い場合、又は、回答書は提出されたが現場の体制が実質的に改善されない場合は、建設業担当部局（岩手県県土整備部建設技術振興課）へ報告する。（様式 - 3）

### (3) 工事中止の検討

市長は、建設業担当部局へ報告した工事については、岩手県県土整備部建設技術振興課の調査が終了するまでの間、工事を中止する必要があるか検討する。

## 6 完成検査時の点検

- ・ 完成検査員は、検査時において、施工体制台帳により元請負と下請負の役割分担を点検することとする。
- ・ 完成検査員は、監理技術者の専任等に疑義が生じた場合は、現場の責任体制が不明確となっている恐れがあるため、適正な施工が行われたかどうか、確認をより一層徹底することとする。

## 7 施工成績評定への反映

監督員は、チェックリストA、B及びCを成績評定同様、設計書に綴じておき、完成検査時に評定者へ提示する。

評定者は、各チェックリストを参考にし、適切な評定を行う。

なお、5 - (2)により建設業担当部局へ報告した工事は、成績評定の「施工体制一般」の評価は「e」とする。

## 8 適用月日

本マニュアルは、平成14年10月1日現在、施工中の工事から適用するものとする。

なお、繰越工事等で、施工成績評定を「旧方式」で行なうこととなっている工事については、「施工体制の点検」は省略し、「一括下請負の点検」のみを行うこととする。

## 参考

### 1 入札・契約担当課と工事主管課の対応

(1) 入札・契約手続きにおける、主任技術者又は監理技術者の専任の確認

入札前（入札・契約担当課）

ア 条件付一般競争入札

・ 予定技術者名を申請させる。

イ 指名競争入札

・ 発注者支援データベース・システム（JCIS）により、専任可能技術者数を確認する。

契約後（工事主管課）

発注者支援データベース・システムにより、他工事と重複していないことを確認する。

(2) 契約解除の検討（入札・契約担当課と工事主管課の協議）

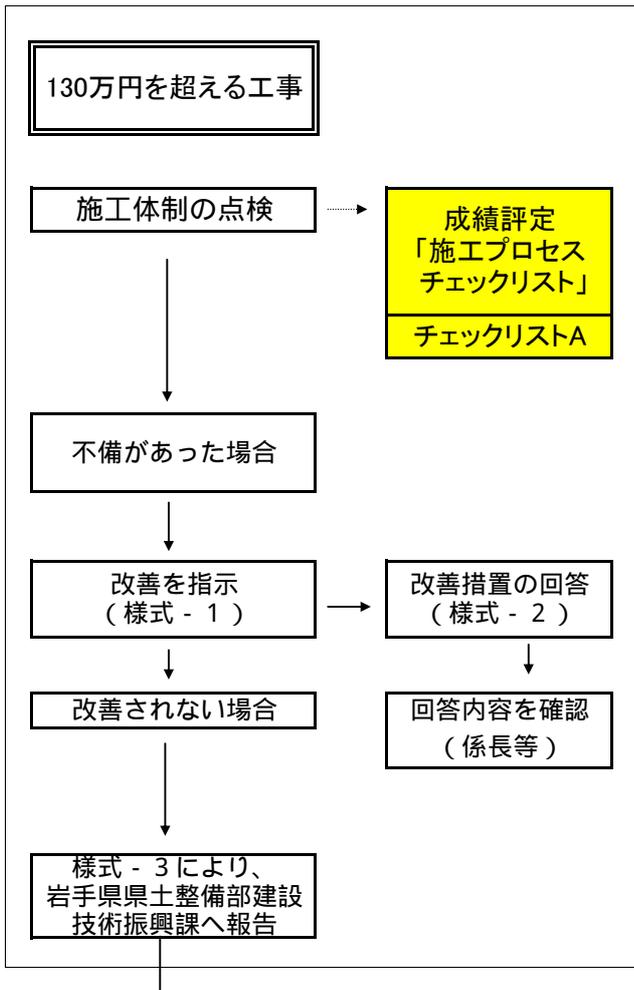
建設業担当部局が一括下請負と認定し、監督処分を行った場合、その通知を受けた後、法令違反の内容等を考慮し、契約を解除する必要があるかどうか検討する。

### 2 建設業担当部局の対応

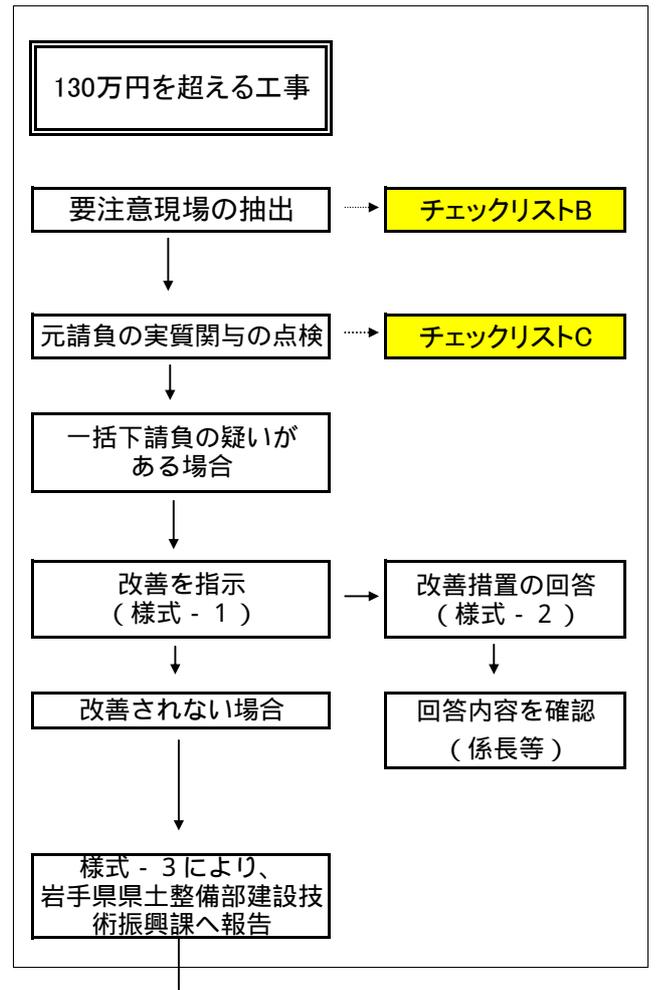
建設業担当部局（岩手県県土整備部建設技術振興課）は、市長から「施工体制の点検」及び「一括下請負の点検」結果について報告があった時は、その事実関係について調査を行い、法令違反の事実を確認した場合は、建設業に基づく監督処分等を行う。

# 点検フロー

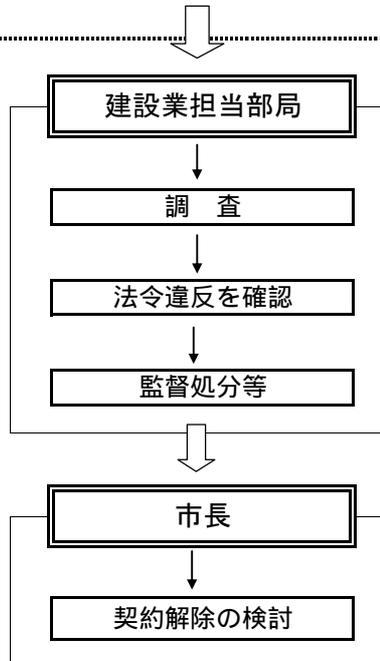
## 施工体制点検 [ 監督員 ]



## 一括下請負点検 [ 係長等 ]



[ 参考 ]



# 成績評価における施工体制のチェック項目（参考掲載）

施工体制の点検は、「成績評価におけるチェックリスト」と「チェックリストA」の両方により行うこととする。ここに、参考まで「成績評価におけるチェックリスト」のうち、施工体制に係る点検項目を掲載する。

## 別紙1-1（監督員）

施工体制	施工体制一般	<p>作業分担の範囲が施工体制台帳、施工体系図で確認できる。</p> <p>工事カルテの登録は、監督職員の確認を受けた上で契約後10日以内に行われている。</p> <p>建設業退職金共済制度の趣旨を作業員に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が支払い簿等により適切に把握されている。</p> <p>施工体制台帳、施工体系図が整備され、施工体系図も現場に掲げられ、現場と一致している。</p>
	配置技術者	下請の施工体制、施工状況を把握し、部下等共によく指導している。

## 別紙5-1、5-2 「施工プロセス」チェックリスト

施工体制一般	工事カルテ	事前に監督職員の確認を受け、契約締結後の10日以内に登録機関に申請した。
	建退共等	<p>掛金収納書の写しを契約締結後1ヶ月以内に提出した。</p> <p>「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識が現場に掲示している。</p> <p>労災保険関係の項目を現場の見やすい場所に掲示している。</p> <p>建設業退職金共済証紙の配布を支払い簿等により適切に管理している。</p>
	施工体制台帳、施工体系図	<p>施工体制台帳を現場に備え付け、かつ同一のものを提出した。</p> <p>施工体制台帳に下請負契約書（写）及び再下請通知書を添付している。</p> <p>施工体制台帳に下請負金額を記入している。</p> <p>施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。</p> <p>施工体系図に記載のない業者が作業していない。</p> <p>施工体系図に記載されている主任技術者及び施工計画書に記載されている技術者が本人である。</p> <p>元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している。</p>
	建設業許可標識	建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に設置し、監理技術者を正しく記載している。
配置技術者	監理技術者の専任制	<p>資格者証の確認をした。</p> <p>配置予定技術者、通知による監理技術者、施工体制台帳に記載された監理技術者と、監理技術者証に記載された技術者及び本人が同一人であった。</p> <p>現場に常駐していた。</p> <p>施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっていた。</p>
	下請負業者の把握	下請負者が宮古市の工事指名参加資格者である場合には、指名停止期間中でない。

## 別紙2-3（係長等）

法令遵守	1.指名停止3ヶ月以上	- 20点
	2.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	- 15点
	3.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	- 13点
	4.指名停止2週間以上1ヶ月未満	- 10点
	5.文書注意	- 8点
	6.口頭注意	- 5点

## 別紙4-1（検査員）

施工状況	施工管理	<p>建退共の証紙が適切に配布され管理されている。</p> <p>作業分担と責任の範囲が書面で確認できる。</p> <p>施工体制台帳、施工体系図が整備されている。</p> <p>施工計画書と現場の施工体制が一致している。</p>
------	------	---

点検の結果、施工体制に不備があった場合は、口頭又は文書（様式-1）により改善を指示すること。

# 施工体制の点検 チェックリスト A

「市営建設工事成績評定」追加項目

施工体制の点検については、成績評定において点検することになっているが、さらに点検項目を追加したものを「チェックリストA」として策定した。

工事名

記入月日

請負者名

記入者名

## 1 施工体制台帳を提出させた際のチェックポイント

### (1) 施工体制台帳に必要事項が書き込まれているか

配置予定技術者と同一人物か

監理技術者の氏名、その者が有する監理技術者資格

下請負人の名称、許可番号及び許可を受けた建設業の種類

全ての下請負人の請負った工事名称、内容及び工期

全ての下請負人が注文主と下請契約を締結した年月日

下請負人が置く主任技術者の氏名、その者の有する資格又は経験年数及び専任か否か

### (2) 施工体制台帳の添付書類は揃っているか

2次以下の下請負人を含め、全ての請負契約書の写し

・ 完成を確認するための検査時期、方法、引渡し時期が記載されているか

・ 工事完成後における請負代金の支払時期及び方法が記載されているか

全ての再下請負通知書

・ 請負契約書の写し

(平成13年10月1日以降に契約した工事は、二次以下の下請についても請負代金の額を明示しなければならない。)

・ 再下請負人の置く主任技術者の氏名、主任技術者資格

監理技術者資格証の写し

監理技術者が直接かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するものの写し

・ 健康保険証又は住民税特別徴収税額通知書の写し

## 2 現場での標識等の確認

下請負人が再下請負を行う場合に、再下請通知書を元請負人に提出すべき旨の掲示を行っているか

例文

この建設工事の下請負人となり、その請負った建設工事を他の建設業を営む者に請負させた方は、遅滞無く建設業法施行規則第14条の4に規定する再下請負通知書を提出して下さい。

また、提出した内容に変更が生じた時も変更の年月日を付記して同様の書類を提出して下さい。

点検の結果、施工体制に不備があった場合は、口頭又は文書(様式-1)により改善を指示すること。

## 文書による改善の指示

「施工体制」について点検を行った結果、下記に該当する場合は、元請負会社に対し、文書により改善を指示することとする。

### 「成績評定チェックリスト」及び「チェックリストA」による点検結果

- 1 施工体系図に記載のない業者が作業している。
- 2 施工体制台帳及び施工体系図が現場に備えられていない。
- 3 配置予定技術者と実際の技術者が同一人物で無い。
- 4 主任技術者又は監理技術者の専任に疑義がある。（常駐していない）
- 5 監理技術者が元請負会社と直接的且つ恒常的な雇用関係が認められない。
- 6 口頭による改善指示にも係わらず、改善されない。
- 7 その他必要な場合。

# 一括下請負の点検 チェックリスト B

## 【要注意工事の抽出】

工事名

記入年月日

請負者

記入者名

1 主たる部分を実施する一次下請負人が元請負契約額の過半を占めている。			Y E S	N O
(例)				
会社名	請負金額	契約内容 (工種、数量等)		
(1)元請 A社	a 100,000 千円	道路改良工事 L= 1,000 m ・土工 300 m <sup>3</sup> ・下層路盤 700 m <sup>2</sup> ・U型側溝 500 m ・ガードレール 200 m		
(2)一次下請 B社	b 60,000 千円	・土工 300 m <sup>3</sup> ・下層路盤 700 m <sup>2</sup>		
$b/a = 60,000 / 100,000 = 0.6$				

2 同業種の同ランク又は上位ランクの会社が一次下請負等に存在している。	Y E S	N O
-------------------------------------	-------------	--------

3 工区分割された同時期の隣接工事において、同一会社が一次下請等に存在している。			Y E S	N O
(例)				
	元請負		一次下請負	
1工区	A社	—————	C社	
2工区	B社	—————	C社	

以上のうち、一つでも該当する場合は、一括下請負の「要注意工事」として、「チェックリストC」により「元請負の実質関与の点検」を行なうこととする。

# 一括下請の点検 チェックリスト C

## 【実質関与の点検】

工事名

記入年月日

請負者

記入者名

番号	項目	点検時期	元請負会社の実質関与内容	確認方法	左記内容を元請負が実施している
					: YES x: NO
1	技術者の専任	着工直後	<ul style="list-style-type: none"> <li>元請負会社に属している技術者の専任が認められる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>配置予定技術者と同一人物かどうかを確認する。(監理技術者の場合は、資格者証により確認する。)</li> <li>健康保険証(写)により、恒常的な雇用関係にあることを確認する。</li> </ul>	
2	発注者との協議	随時	<ul style="list-style-type: none"> <li>協議、報告事項、設計内容の確認、設計変更協議等の打合せを主体的に実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>監督員等から聞き取りを行い、打合せ等を元請負の技術者が主体的に行っているか確認する。</li> </ul>	
3	住民への説明	"	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事施工に関する具体的内容の住民説明を行っている。</li> <li>住民からの苦情等について、的確に対応している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該元請負会社の主任技術者又は監理技術者に対し、左記業務を実質的に行っているかどうかヒヤリングを行う。</li> <li>ヒヤリングの際、作業打合せ簿、工事日報、安全指示書等により、主任技術者又は監理技術者が実際に行った作業内容を確認する。</li> <li>ヒヤリングは、最低1回、概ね、工期の1/3経過した時点で実施するものとするが、そのほかにも、元請負の関与に疑義が生じた時はその都度行うものとする。</li> </ul>	
4	官公庁等への届出	"	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働安全衛生法、環境法令等に定められた官公庁への届出を行い、履行している。</li> <li>工事施工上必要な道路管理者、交通管理者等への申請、協議を行っている。</li> </ul>		
5	近隣工事との調整	"	<ul style="list-style-type: none"> <li>近隣工事との調整を適切に実施している。</li> </ul>		
6	施工計画	"	<ul style="list-style-type: none"> <li>施工計画(工程計画、安全計画、品質計画)の立案を行っている。</li> <li>設計図等の照査を的確に実施している。</li> </ul>		
7	工程管理	"	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事全体を把握し、工事の手順、段取りを適切に調整、指揮している。</li> </ul>		
8	出来形・品質管理	"	<ul style="list-style-type: none"> <li>品質確保の体制が整備されている。</li> <li>所定の検査、試験を実施している。</li> </ul>		
9	安全管理	"	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全確保に責任ある体制が保持されている。</li> <li>労働者の安全教育、下請業者の安全指導を行っている。</li> </ul>		
10	下請負の施工調整及び指導監督	"	<ul style="list-style-type: none"> <li>施工場所、施工取り合い部分、仮設物の使用等の調整指揮を行っている。</li> <li>施工上の留意点、技術的内容について具体的指導を行っている。</li> <li>施工体制台帳、体系図を整備している。</li> <li>下請負施工部分の完成検査を行っている。</li> </ul>		

点検の結果、1項目でも、元請負の関与について疑義が生じた時は、その都度、文書(様式-1)により改善を指示することとする。